

# 総務委員会報告資料

令和4年4月14日

報告事項件名	頁
1 足立区公契約等審議会の答申に基づく区の新しい入札制度の基本的な考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 (旧)入谷南小学校の跡地活用について・・・・・・・・	10
3 「足立区コンプライアンス基本方針」の策定について・・・・・・・・	14

(総務部)

# 総務委員会報告資料

令和4年4月14日

件名	足立区公契約等審議会の答申に基づく区の新しい入札制度の基本的な考え方について																				
所管部課名	総務部 契約課																				
内容	<p>足立区公契約等審議会は、予定価格の漏洩に至った原因及び問題点の検証並びに予定価格の公表のあり方及び工事発注の方法などについての提言に関して審議を重ね、令和3年11月、区長に答申した。答申を受け、区として「新しい入札制度の基本的な考え方」をまとめたので報告する。</p> <p>なお、業界団体との意見交換を経て、工事入札制度に関する12項目の改善案については、先行4項目、後行8項目の2期に分けて実施することとする。</p> <p><b>1 先行実施4項目（詳細は別紙1）</b>  <b>以下の項目を令和4年10月から実施する。</b></p> <p>(1) 建設工事等発注標準のあり方</p> <p>等級格付ごとの受注の上限額及び下限額となる予定価格を見直し、入札に参加する機会等を拡大する。土木・建築では、格付A、Bの受注下限額を引き下げる一方、格付Cの受注上限額を引き上げる。電気・設備（空調・給排水）では格付Aの受注下限額を引き下げる。</p> <table border="1" data-bbox="416 1227 1425 1536"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th rowspan="2">等級格付</th> <th colspan="2">受注可能な工事の規模（予定価格）</th> </tr> <tr> <th>改正前（現行）</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土木・建築</td> <td>A</td> <td>4,000万円以上</td> <td><b>3,000万円以上</b></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2,000万円以上</td> <td><b>1,000万円以上</b></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>500万～6,000万円未満</td> <td>500万～<b>1億円</b>未満</td> </tr> <tr> <td>電気・設備</td> <td>A</td> <td>2,000万円以上</td> <td><b>1,000万円以上</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注制限及び入札制限のあり方の見直し</p> <p>受注制限及び入札参加制限を緩和し、受注の機会等を増やす。</p> <p>ア 受注制限については、年度当初において、一般競争入札（予定価格1億円以上）と公募型指名競争入札（予定価格6,000万円以上1億円未満）との間の受注を制限する運用は行わない（それぞれ1件ずつ、2件までは受注可能とする）。</p> <p>イ 入札参加制限については、建築・土木・電気は予定価格6,000万円以上の工事を受注した場合の入札参加の制限期間を、従来の2カ月から1か月に短縮する。設備については、入札参加制限の対象となる工事の予定価格を500万円から3,000万円に緩和する。</p>	業種	等級格付	受注可能な工事の規模（予定価格）		改正前（現行）	改正後	土木・建築	A	4,000万円以上	<b>3,000万円以上</b>	B	2,000万円以上	<b>1,000万円以上</b>	C	500万～6,000万円未満	500万～ <b>1億円</b> 未満	電気・設備	A	2,000万円以上	<b>1,000万円以上</b>
業種	等級格付			受注可能な工事の規模（予定価格）																	
		改正前（現行）	改正後																		
土木・建築	A	4,000万円以上	<b>3,000万円以上</b>																		
	B	2,000万円以上	<b>1,000万円以上</b>																		
	C	500万～6,000万円未満	500万～ <b>1億円</b> 未満																		
電気・設備	A	2,000万円以上	<b>1,000万円以上</b>																		

ウ いずれの業種とも当該予定価格未満の工事に関しては入札参加制限の対象としない。

業 種	入札参加制限の内容	
	改正前（現行）	改正後
建築・土木・電気	6,000万円以上の案件の落札後は2か月	6,000万円以上の案件を落札後は <b>1か月</b>
設備（空調・給排水）	500万円以上落札後1か月	<b>3,000万円以上</b> 落札後1か月

(3) 1者申し込みなどの際の入札中止措置の見直し

予定価格1億円以上の一般競争入札においては、3者以上の申込みがなければ入札を中止する一方、予定価格が1億円未満の公募型指名競争入札においては、予定価格帯ごとに必要とする指名事業者数を定め、必要数に満たなかったときは、補充指名して入札を続行し、工事の遅延等を防止する。

・一般競争入札における必要申込事業者数

予定価格	入札方法	必要申込数
1億円以上	一般競争入札	3者以上

・公募型指名競争入札における補充指名基準

予定価格（万円） （以上～未満）	入札方法	指名数案
6,000 ～ 10,000	公募型指名競争入札	10者以上
4,000 ～ 6,000	公募型指名競争入札	9者以上
3,000 ～ 4,000	公募型指名競争入札	8者以上
2,000 ～ 3,000	公募型指名競争入札	6者以上
1,000 ～ 2,000	公募型指名競争入札	6者以上
500 ～ 1,000	公募型指名競争入札	5者以上
130 ～ 500	指名競争入札	5者以上

(4) 債務負担行為等の活用による工事発注の平準化

債務負担行為等を活用して可能な限り前年度中に入札手続を行い、工事及び入札手続を平準化する。

## 2 後行実施8項目（詳細は別紙2）

課題点について国の通知や他自治体の取り組み状況、業界団体等の意見も聞きながら検討を進め、令和5年6月以降の発注工事から実施できるよう調整する。

### (1) 予定価格の公表のあり方

予定価格を事後公表とする工事の範囲(現行 予定価格1億円以上)を予定価格6,000万円以上の工事まで拡大するなど。

### (2) 入札における不調・不落と不落随契及び再公告入札の手続

再度入札で落札されなかった場合に、入札額が予定価格の一定割合以内のときは、随意契約(不落随契)を行うなど。

### (3) 地元企業の育成策・優遇施策の実施

区内本店事業者については、入札参加の際の最高完成工事高について、予定価格の一定割合に緩和するなど。

### (4) 地域要件の設定のあり方

予定価格6,000万円以上の工事の入札に区内支店事業者の参加を認めるなど。

### (5) 建設共同企業体(JV)対象工事のあり方等

一定の範囲のJV対象工事について、実績を有する区内事業者が単体で入札することを認めるなど。

### (6) 総合評価制度の課題と活用

ア 現行の「価格点」と「施工能力評価点」の比率(1:1)を、「施工能力評価点」を重視する比率へ見直す。

イ 新たな加点項目を設定し、区内支店事業者に比して、区内本店事業者に重みをつける。

ウ JV対象工事などの大規模工事に関する総合評価方式については、令和4年度中に調査・検討を行い、新たな制度を構築する。

### (7) 区内事業者認定基準の改正と運用

新規登録業者については、概ね6か月以内に実地調査を行い、認定後に入札参加を可能にする。

### (8) 最低制限価格未満での入札による不落等への対応

失格価格が異なる低入札価格調査制度の適用工事(予定価格1億8,000万円以上)と最低制限価格適用工事(予定価格1億8,000万円未満)について、入札不調の状況等を勘案し、適用対象工事の額を見直すなど。

	<p><b>3 各項目以外の事項</b></p> <p>(1) 区外事業者の参入については、特別な場合を除いて、当面これまでの運用を継続し、入札参加状況等を検証していく。</p> <p>(2) 入札制度については、3年程度を目途に定期的に検証し、必要に応じて制度の改善を行っていく。</p> <p><b>4 スケジュール</b></p> <p>令和4年 6月中旬 技術指導連絡会を実施  ※ 区内工事関係登録事業者へ新たな入札制度の周知徹底を図る</p> <p>令和4年10月 先行実施項目について実施</p> <p>令和5年 6月 後行実施項目について実施</p> <p>令和7年度中 入札制度改善見直しの結果を検証</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>先行実施項目については、令和4年10月実施に向け、技術指導連絡会や電子調達サービスのお知らせ情報等を活用し、事業者への周知徹底を図っていく。</p> <p>後行実施項目については、引き続き事業者団体との意見交換を行い、令和5年6月の実施に向け調整を継続していく。</p>

## 先行実施項目

No	実施内容	答申 No	備考
1	<b>建設工事等発注標準のあり方</b> (1) 建築、土木、下水道：Cランクの受注上限額の引き上げ、A、Bランク受注下限額の引下げ (2) 設備：Aランク受注下限額の引下げ	2	
2	<b>受注制限及び入札参加制限のあり方の見直し</b> (1) 受注制限 本則運用（年度当初も一般競争入札と公募型指名競争入札との間の制限は掛けない）。それぞれで1件ずつ、少なくとも計2件以上の受注が可能。 (2) 入札参加制限（従来どおり年度当初（4月から7月）の入札参加制限は実施しない。） ① （建築、土木、電気）6000万円以上落札後2か月⇒6000万円以上落札後1か月（6000万円未満は入札参加可能） ② （空調、給排水）500万円以上落札後1か月⇒3000万円以上落札後1か月（3000万円未満は入札参加可能）	5	
3	<b>1者申込みなどの際の入札中止措置の見直し</b> (1) 公募型指名競争入札 予定価格帯ごとに必要とする指名事業者数を定め、必要数に満たなかったときは、事業者を補充指名して入札を続行する。 (2) 一般競争入札 3者以上の申込みがなければ入札を中止する。入札参加資格要件を緩和した上で、再公告入札又は指名競争入札（公募型を含む）に切り替えて、入札を続行する。	8	
4	<b>債務負担行為等の活用による工事発注の平準化</b> (1) 債務負担行為の活用 夏休み中に施工する小中学校の改修工事については、可能な限り前年度中に入札手続きを行い、4月には開札する取扱いを進める（技術者等の配置は、契約時ではなく、着工時からとする）。また、5月に開札される一般競争入札等との関係から、入札参加制限の対象としない取扱いとする。	9	

## 後行実施項目案

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案	答申 No
1	予定価格の公表のあり方	<p>(1) 予定価格の事後公表の範囲を予定価格 1 億円以上から 6000 万円以上の工事まで拡大することが重要。</p> <p>(2) 工事規模の目安になる工事発注規模一覧表を作成して公表することが有用。</p>	<p>(1) 予定価格 6000 万円以上の工事まで拡大する。</p> <p>(2) 工事規模の目安となる工事発注規模一覧表をもとに、工事入札の際に当該工事の予定価格帯を公表する。</p>	1
2	入札における不調・不落と不落随契及び再公告入札の手続	<p>(1) 不落随契            予定価格事後公表の入札において、再度入札を行っても落札されなかった場合に、一定の条件の下で不落随契の手続を進める。</p> <p>(2) 再公告入札における区外事業者等への入札参加資格要件の拡大            入札不調又は不落となった場合の再公告入札においては、落札を確実にするため、区外事業者等にも入札参加資格要件を広げるなどのルールを決める。</p>	<p>(1) 不落随契</p> <p>① 再度入札の入札額が予定価格の一定割合以内の場合に、当面、予定価格 1 億 8000 万円未満の工事入札で試行実施する。</p> <p>② 不落随契に参加する意思表示をした入札者は、開札の遅れや複数受注を防ぐため、当日のその後の同じ入札方法による入札に関しては、受注制限を適用する。</p> <p>(2) 再公告入札における区外事業者等への入札参加資格要件の拡大            入札不調又は不落となった場合には、工事の遅延等を防ぐため、区外事業者（23 区内に本店をおく事業者）にも入札参加資格要件を拡大して再公告入札を行う。</p>	6
3	地元企業の育成策・優遇施策の実施	<p>地方自治法等が定める機会均等、公正性、透明性及び経済性（価格の有利性）の範囲のなかで、区内本店事業者については、入札参加における実績要件（最高完成工事高）や等級要件を緩和する。</p>	<p>(1) 完成工事高の見直し            区内本店事業者については、入札参加の際の最高完成工事高について、民間工事高を予定価格の 7 割程度、官公庁工事高を予定価格の 4 割程度以上に緩和する。</p> <p>(2) 等級格付に関する入札参加資格要件の緩和            区内本店事業者については、発注標準における等級格付ごとの予定価格帯を超える完成工事高がある場合は、1 ランク上の予定価格帯の工事の入札に参加することができるものとする。</p>	11

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案	答申 No
4	地域要件の設定のあり方	(1) 区内支店が予定価格 6000 万円以上の工事の入札に参加できるように見直すことは喫緊の課題。 (2) 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に注記し、適切かつ積極的な対応を行うことが適当。	(1) 区内支店も予定価格 6000 万円以上の工事の入札に参加できる。 (2) 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に注記する。	3
5	建設共同企業体（JV）対象工事のあり方等	(1) 区内支店事業者が JV の代表・構成員となることが妥当。 (2) 実績を有する区内事業者が単体で入札することが妥当。 (3) 一定規模以上の大規模工事については、区外事業者を代表構成員とする JV が参加することが妥当。	(1) 区内支店事業者が JV の代表・構成員となることを認める。 (2) 実績を有する区内事業者が単体で入札することを認める。 ※特別な場合を除き、当面、区外事業者は JV の代表・構成員の対象としないが、入札参加状況等を検証していく。	4
6	総合評価制度の課題と活用	(1) 現行の総合評価制度について、客観性や競争性を高める公正な評価基準への見直しが不可欠である。 (2) 現行の総合評価制度を見直した上で、総合評価制度が適用される入札を拡大するべき。	(1) 施工能力審査型総合評価方式の見直し 現行の「価格点」と「施工能力評価点」の比率（1：1）を見直し、「施工能力評価点」を重視する。また、新たな加点項目を設定し、区内支店事業者に比して区内本店事業者に重みをつける。 (2) 総合評価制度の見直し JV 対象工事などの大規模工事に関する総合評価方式については、令和 4 年度中に調査・検討を行い、新たな制度を構築する。 (3) 総合評価制度の拡大 上記（1）、（2）を見直した上で、予定価格 6000 万円以上の工事について業種ごとの入札を実施し、その結果を確認しながら順次拡大していく。	10
7	区内事業者認定基準の改正と運用	公共調達に関する原則に基づき、改正認定基準等を適切に運用することで、区内事業者の適正な受注を支援していく必要がある。	新規登録事業者については、概ね 6 か以内に現地調査によって営業実態を確認し、認定後に入札参加を可能とする。	12



	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案	答申 No
8	最低制限価格未満での入札による不落等への対応	<p>(1) 低入札価格調査制度の適用対象工事を拡大した場合の影響等を慎重に検討し、より実情に合った低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に運用を改善していく必要がある。</p> <p>(2) 地方自治法施行令の規定や他の自治体を参考に、初度入札で最低制限価格未満の入札となった者についても再度入札(当日の2回目の入札)に参加させることを検討するべき。</p>	<p>(1) 低入札価格調査制度の適用対象工事の拡大 低入札価格調査制度の適用対象工事(現在1億8千万円以上)では、低入札調査価格(予定価格の約9割の額)を下回っても、失格価格(予定価格の約81%)以上であれば、落札決定可能である。一方、1億8千万円未満の工事では、最低制限価格(予定価格の約9割の額)を下回ると直ちに失格となるため、入札不調の状況等を勘案し、適用対象工書の額を見直す。</p> <p>(2) 初度入札で最低制限価格未満の入札となった者についての再度入札への参加実施 入札の効率性を考慮し、最低制限価格未満の入札者についても再度入札の対象となるよう、電子入札(東京電子自治体共同運営サービス)のシステム改修の検討等を含めて見直す。</p>	7

# 総務委員会報告資料

令和4年4月14日

件名	(旧)入谷南小学校の跡地活用について																																				
所管部課名	総務部 資産活用担当課、資産管理課、総合防災対策室 災害対策課 道路公園整備室 パークイノベーション推進課 地域のちから推進部 スポーツ振興課																																				
内容	<p><b>1 サウンディング型市場調査の実施結果</b></p> <p>(旧)入谷南小学校跡地活用について、災害拠点や保管用倉庫等の整備も含めた活用方針を検討するため、民間事業者によるサウンディング型市場調査を実施した。結果は以下のとおりである。</p> <p>(1) 実施期間 令和4年3月22日(火)から3月25日(金)</p> <p>(2) 参加事業者 6者(倉庫事業者、不動産事業者、食品関係事業者、スーパーマーケット事業者、ガス関係会社、NPO法人) ※ ガス関係会社、NPO法人は施設完成後のテナント等での参加希望であったため、以下の回答からは除く。</p> <p>(3) 参加事業者からの主な回答 ※ 回答事業者4者</p> <table border="1" data-bbox="427 1249 1342 1982"> <tr> <th colspan="3">問1 提案施設の用途について</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>物流倉庫</td> <td>2者</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>食品関係の工場</td> <td>1者</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>スーパーマーケット(販売店舗)</td> <td>1者</td> </tr> <tr> <th colspan="3">問2 提案施設の規模について</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>5,000㎡未満</td> <td>1者</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000㎡以上</td> <td>3者</td> </tr> <tr> <th colspan="3">問3 提案施設の契約期間について</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>30年</td> <td>2者</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>31年以上～50年未満</td> <td>2者</td> </tr> <tr> <th colspan="3">問4 区の災害拠点施設をあわせて提案できる可能性について</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>可能性あり</td> <td>4者</td> </tr> </table>	問1 提案施設の用途について			1	物流倉庫	2者	2	食品関係の工場	1者	3	スーパーマーケット(販売店舗)	1者	問2 提案施設の規模について			1	5,000㎡未満	1者	2	5,000㎡以上	3者	問3 提案施設の契約期間について			1	30年	2者	2	31年以上～50年未満	2者	問4 区の災害拠点施設をあわせて提案できる可能性について			1	可能性あり	4者
問1 提案施設の用途について																																					
1	物流倉庫	2者																																			
2	食品関係の工場	1者																																			
3	スーパーマーケット(販売店舗)	1者																																			
問2 提案施設の規模について																																					
1	5,000㎡未満	1者																																			
2	5,000㎡以上	3者																																			
問3 提案施設の契約期間について																																					
1	30年	2者																																			
2	31年以上～50年未満	2者																																			
問4 区の災害拠点施設をあわせて提案できる可能性について																																					
1	可能性あり	4者																																			

問5 災害拠点施設の延床面積について		
1	7,000㎡未満	2者
2	7,000㎡以上	2者
問6 災害拠点施設の施設構造について		
1	合築	3者
2	別棟	1者
問7 地域への貸会議室の貸出や余剰空間を利用したレクリエーションの場など、提案の可能性について		
1	貸会議室の貸出は可	1者
2	余剰空間を利用したスポーツ利用は可	1者
3	上記両方とも可	2者
問8 災害拠点施設の建設及び管理・運営における強みについて（複数回答可）		
1	大規模施設等の建設実績	1者
2	大規模施設等の建設実績・建物の一括管理	1者
3	大規模施設等の建設実績・荷物搬入の協力	2者
問9 地域貢献について（複数回答可）		
1	地域雇用の創出	3者
2	地域雇用の創出・朝市の開催・工場見学	1者

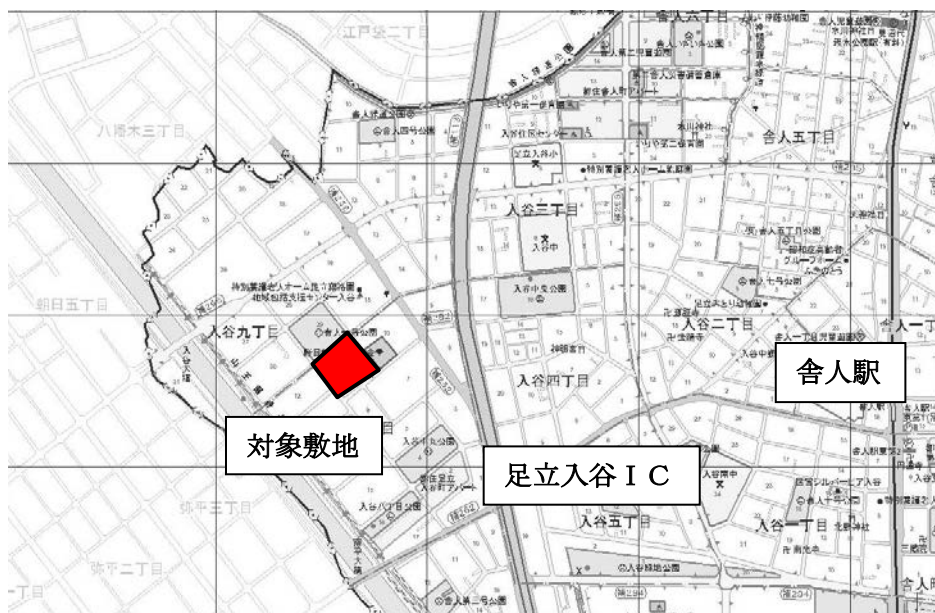
(4) サウンディング型市場調査の結果から分かったこと

事業者の提案施設に区の災害拠点施設もあわせて提案することが可能であることが分かった。今後は、災害拠点施設の規模、管理・運営等について検討を行い、プロポーザルによる公募に向けた準備を進めていく。

## 2 土地概要

- (1) 位置 足立区入谷八丁目11番
- (2) 土地面積 10,082㎡
- (3) 道路幅員 4面：9.0m
- (4) 用途地域 準工業地域
- (5) 防火地域 準防火地域

※ 周辺図



**3 近隣住民説明会について（予定）**

(1) 開催日時

ア 第1回近隣住民説明会

令和4年5月25日（水）午後6時30分から8時まで

イ 第2回近隣住民説明会

令和4年5月28日（土）午前10時から11時30分まで

(2) 開催場所

入谷中学校体育館（両日）

(3) 定員人数

各80名

※ 徹底した感染予防対策を行ったうえで、足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに基づき、体育館での定員人数を80名以内として、近隣住民説明会を開催する。

**4 今後のスケジュール（予定）について**

令和 4年 3月 サウンディング型市場調査の実施

4月 サウンディング型市場調査の結果公表、  
舎人地区町会自治会連絡協議会へ説明  
（令和4年4月28日（木））

5月 地元説明会の開催  
（令和4年5月25日（水）・28日（土））、  
活用方針の決定

	<p style="text-align: center;">7月 募集要領公表、 第1回プロポーザル選定委員会開催</p> <p style="text-align: center;">11月 第2・3回プロポーザル選定委員会開催</p> <p style="text-align: center;">12月 優先交渉権者決定</p> <p style="text-align: center;">令和 5年 1月 基本協定締結</p> <p>※ 優先交渉権者・・・本事業を実施するにあたり、学識経験を有する者等により構成された選定委員会からの意見を受け、区が本事業を実施することが適当と認めた事業者。</p> <p><b>参考 これまでの経緯</b></p> <p>昭和57年 3月 学校建設竣工</p> <p>平成13年 3月 学校統合により廃校。以降、KITクラブ21や地域団体などの利用をはじめ、学校施設管理課が管理する倉庫として利用を継続。</p> <p>平成30年 8月 体育館天井から仕上げ材が剥落し、体育館の利用を停止。</p> <p>令和 元年 12月 校舎解体工事着手</p> <p>令和 3年 2月 基本構想（案）の策定</p> <p>令和 3年 3月 校舎解体工事完了</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、早急に活用方針を固め、プロポーザルによる公募に向けた準備を進めていく。</p>

# 総務委員会報告資料

令和4年4月14日

件名	「足立区コンプライアンス基本方針」の策定について				
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課				
内容	<p>このたび、「足立区コンプライアンス基本方針（以下、「基本方針）」を策定したので報告する。</p> <p><b>1 策定の背景</b></p> <p>平成17年の区保養所関連での情報漏洩事件を受け、区では「コンプライアンス推進計画（以下、「推進計画）」を平成18年に策定した。その後も不祥事が頻発し、事故・ミス防止の強化を図る体制を整備するなどしてきたが、令和元年に職員による収賄事件が発生し、足立区公契約等審議会答申においても「職員の育成とコンプライアンス意識の再徹底」が指摘されたことから、関連制度・規程を再整備し「基本方針」を策定した。</p> <p><b>2 目的</b></p> <p>職員のコンプライアンス意識を高め、制度の理解を深め活用を図るとともに、区のコンプライアンスへの姿勢を対外的に示すことで、常に区民から信頼される職員を目指す。</p> <p><b>3 「推進計画」から「基本方針」へ</b></p> <p>従前の「推進計画」から、コンプライアンス推進の目的と基本的な考え方を引継ぎ、足立区基本計画を補完する同じ分野別計画である「内部統制基本方針」「人材育成基本方針」と連携して一体的に施策を推進していくため、名称を「基本方針」とした。</p> <p><b>4 「基本方針」の主な内容</b></p> <p>今回新たに4つの方針を定め、これらに基づいて「目指す姿」を達成するための取組みを実施する。既存の「足立区基本計画」や「第四次足立区特定事業主行動計画」の成果指標を活用し、持続的な取組みを進めていく。</p> <table border="1" data-bbox="338 1787 1449 2042"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 1787 895 1843">方針</th> <th data-bbox="895 1787 1449 1843">目指す姿</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 1843 895 2042"> <b>方針1</b>  <b>公務員倫理・服務規律の徹底</b>            職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めていく         </td> <td data-bbox="895 1843 1449 2042">           1 公務員倫理意識の徹底            2 服務規律の徹底            3 不祥事再発防止の徹底         </td> </tr> </tbody> </table>	方針	目指す姿	<b>方針1</b> <b>公務員倫理・服務規律の徹底</b> 職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めていく	1 公務員倫理意識の徹底 2 服務規律の徹底 3 不祥事再発防止の徹底
方針	目指す姿				
<b>方針1</b> <b>公務員倫理・服務規律の徹底</b> 職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めていく	1 公務員倫理意識の徹底 2 服務規律の徹底 3 不祥事再発防止の徹底				

方針	目指す姿
<b>方針 2</b> <b>法令を遵守した適正な事務執行</b> 適正な事務遂行のためのルールを内部統制で定め、そのルールを遵守する	1 法令等遵守の徹底 2 適正な資産の保全 3 事務処理ミスの防止 4 契約事務の適正化
<b>方針 3</b> <b>信頼される区民対応</b> 区を取り巻く人との信頼関係を作りあげる	1 誠実かつ公平・公正な対応 2 特定要求等への毅然とした対応 3 区のコンプライアンスの仕組みを外部からチェックする体制を整備
<b>方針 4</b> <b>良好な職場環境の確保</b> 風通し良く、職員が働きやすい職場環境を整える	1 すべてのハラスメントの禁止 2 多様性を認め合う 3 不正行為の早期発見 4 相談窓口の周知

## 5 「基本方針」における新たな考え方

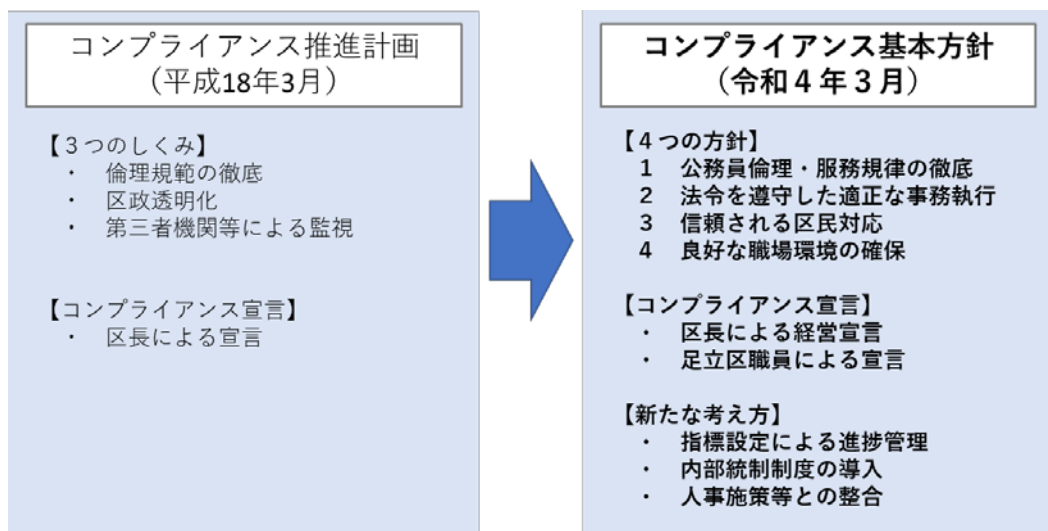
### (1) コンプライアンス宣言

従来の区政運営に関する「コンプライアンス経営宣言」に、今回個々の職員が職員行動指針や職員倫理規程を遵守することの自覚を持って行動するための「足立区職員コンプライアンス宣言」を加えた。

### (2) 内部統制制度の導入や良好な職場環境の確保

令和3年度に導入した内部統制制度による組織的な事故・ミス防止に取り組むとともに、従来のセクシャルハラスメントのみならず、各種ハラスメント防止等の人事施策と整合を図り、良好な職場づくりを推進していく。

### 【新たな「基本方針」の考え方】



(「基本方針」4ページ抜粋)

	<p><b>6 指標成果の進捗管理</b></p> <p>成果については、各方針の「目指す姿」が各課で実行、達成できているかどうかをコンプライアンス推進担当課が毎年確認し、副区長を委員長としたガバナンス推進委員会で評価する。評価に応じて指標は適宜見直しを行い、持続的な取組みを進めていく。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>職員研修や庁内啓発誌等での周知を行い、活用を促進していく。</p>